

著作権法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第十一章（略）	第一章～第十一章（略）
第十二章 図書館等公衆送信補償金に関する指定管理 団体等（第五十八条～第六十四条）	第十二章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理 団体等（第五十七条の十一～第五十七条の十五）
第十三章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理 団体等（第六十五条～第七十条）	第十三章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理 団体等（第五十八条～第六十四条）
第十四章 あつせんの手続等（第七十一条～第七十七 条）	第十四章 あつせんの手続等（第五十八条～第六十四条 ・第六十六条）
第十五章 著作権等の侵害とみなす行為（第七十八条 ・第七十九条）	第十五章 著作権等の侵害とみなす行為（第六十五条 ～第六十九条）
附則	附則
（著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不 当に害しないと認められる特別な事情がある著作物）	（著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不 当に害しないと認められる特別な事情がある著作物）
第一条の四 法第三十一条第一項第一号の政令で定める 著作物は、次に掲げるものとする。	第一条の四 法第三十一条第一項第一号の政令で定める 著作物は、次に掲げるものとする。
一 國等の周知目的資料	一 國等の周知目的資料
二 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載され た個々の著作物	二 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載され た個々の著作物

<p>三 美術の著作物等（美術の著作物、図形の著作物又は写真の著作物をいう。以下この号及び次条第三号において同じ。）であつて、法第三十一条第一項第一号の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に提供されることとなる著作物の一部分（以下この号において「著作物の一部分」という。）の複製を行うに当たつて、当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付隨して複製されることとなるもの（当該美術の著作物等及び当該著作物の一部から成る資料に占める当該美術の著作物等の割合、当該資料を用いて作成された複製物における当該美術の著作物等の表示の精度その他の要素に照らし、当該複製物において当該美術の著作物等が軽微な構成部分となる場合における当該美術の著作物等に限る。）</p>	<p>（著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物）</p>	<p>第一条の五 法第三十一条第二項の政令で定める著作物は、次に掲げるものとする。</p>	<p>一 国等の周知目的資料</p>	<p>二 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物</p>	<p>三 美術の著作物等であつて、法第三十一条第二項の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場</p>
---	---	---	--------------------	--	--

合に公衆送信されることとなる著作物の一部分（以下この号において「著作物の一部分」という。）の複製又は公衆送信を行うに当たつて、当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されることにより、当該著作物の一部分に付随して複製され又は公衆送信されることとなるもの（当該美術の著作物等及び当該著作物の一部分から成る資料に占める当該美術の著作物等の割合、当該資料又はその複製物を用いた公衆送信を受信して表示されるものにおける当該美術の著作物等の表示の精度その他要素に照らし、当該公衆送信により受信されるものにおいて当該美術の著作物等が軽微な構成部分となる場合における当該美術の著作物等に限る。）

（図書館等に類する外国の施設）

第一条の六 法第三十一条第七項前段（法第八十六条第三項及び第一百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

一（三）（略）

（自動公衆送信された著作物等を公に伝達する場合の表示の大きさ）

（図書館等に類する外国の施設）

第一条の四 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第一百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

一（三）（略）

（自動公衆送信された著作物等を公に伝達する場合の表示の大きさ）

第一条の七 法第三十一条第九項第二号イ（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める表示の大きさは、自動公衆送信された著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）を受信装置を用いて当該受信装置の映像面に表示する場合における当該映像面（受信装置に接続した投影機により投影用スクリーンその他の平面に投影して表示する場合にあつては、当該平面上の投影面）の対角線のうちいずれか長い方の長さが二百五十四センチメートルであるものとする。

(準用)

第五十七条の九 第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の」とあるのは「法第一百四条の二第二項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料關係業務」とあるのは「補償金關係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料關係業務」とあるのは「補償金關係業務」と、「開始前に」とあるのは「開始前に（法第一百四条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）」と、同条第三項中「二次使用料關係業務」とあるのは「補償金關係業務」と、「決算完結後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

第一条の五 法第三十一条第五項第二号イ（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める表示の大きさは、自動公衆送信された著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）を受信装置を用いて当該受信装置の映像面に表示する場合における当該映像面（受信装置に接続した投影機により投影用スクリーンその他の平面に投影して表示する場合にあつては、当該平面上の投影面）の対角線のうちいずれか長い方の長さが二百五十四センチメートルであるものとする。

(準用)

第五十七条の九 第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の」とあるのは「法第一百四条の二第二項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料關係業務」とあるのは「補償金關係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料關係業務」とあるのは「補償金關係業務」と、「開始前に」とあるのは「開始前に（法第一百四条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）」と、同条第二項中「二次使用料關係業務」とあるのは「補償金關係業務」と、「決算完結後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

第十二章 図書館等公衆送信補償金に関する指定
管理団体等

(指定の告示)

第五十八条 文化庁長官は、法第二百四条の十の二第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(業務規程)

第五十九条 法第二百四条の十の五第一項の補償金関係業務の執行に関する規程（次項及び第六十四条第一項第二号において「業務規程」という。）には、法第二百四条の十の五第二項に規定するもののほか、法第二百四条の十の六第一項の規定による著作権等保護振興事業（同項に規定する著作権、出版権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業をいう。以下この章において同じ。）のための支出に関する事項を含むものとする。

2 前項に規定するもののほか、業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。

(新設)

(新設)

(著作権等保護振興事業のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法)

第六十条 一の事業年度において著作権等保護振興事業のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額は、

(新設)

当該事業年度に係る補償金残余額（当該事業年度の前々年の事業年度において指定管理団体（法第百四条の十の二第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。）に支払われた図書館等公衆送信補償金の総額から、当該図書館等公衆送信補償金のうち当該一の事業年度の前年の事業年度の末までに指定管理団体が権利者（同項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。）に支払った額を控除した額をいう。）に図書館等公衆送信による著作物等の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務にする費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

（著作権等保護振興事業に関する意見聴取）

第六十一条 指定管理団体は、著作権等保護振興事業の内容を決定しようとするときは、当該著作権等保護振興事業が権利者全体の利益に資するものとなるよう、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（補償金関係業務の会計等）

（新設）

第六十二条 指定管理団体は、その補償金関係業務（法第百四条の十の三第四号に規定する補償金関係業務をいう。以下この章において同じ。）に関する会計を、他の業務に関する会計と区分し特別の会計として経理しなければならない。

2 第四十九条の規定は、指定管理団体の補償金関係業

務に関する事業計画及び収支予算並びに事業報告書及び収支決算書について準用する。この場合において、同条第三項中「決算完結後一月」とあるのは、「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

(業務の休廃止)

第六十三条 指定管理団体は、その補償金関係業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

- 一 休止又は廃止を必要とする理由
 - 二 休止する日及び休止の期間又は廃止する日
 - 三 権利者に対する措置
 - 四 著作権等保護振興事業のための支出に関する措置
- 2 文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨を官報で告示する。
- 3 法第百四条の十の二第一項の規定による指定は、補償金関係業務を廃止する日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。

(指定の取消し)

第六十四条 文化庁長官は、指定管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第百四条の十の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 法第百四条の十の三各号に掲げる要件のいづれかを備えなくなつたとき。

(新設)

二 法第百四条の十の五第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで補償金関係業務を行つたとき、その他補償金関係業務の適正な運営をしていないとき。

三 法第百四条の十の六第三項の規定による命令に違反したとき。

四 法第百四条の十の七の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同条の規定による勧告に従わなかつたとき。

五 第六十一条の規定に違反したとき。

六 第六十二条第二項において準用する第四十九条の規定に違反したとき。

七 相当期間にわたり補償金関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

2) 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。

第十三章 (略)

第十二章 (略)

第六十五条・第六十六条 (略)

第五十七条の十・第五十七条の十一 (略)

(著作権等の保護に関する事業等に関する意見聴取)

(著作権等の保護に関する事業等に関する意見聴取)

第六十七条 指定管理団体（法第百四条の十一第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。）は、法第百四条の十五第一項の事業を実施しようとするとときは、当該事業が権利者（法第百四条の十一第一項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。）全体の利益に資するものとなるよう、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならぬ。

（業務の休廃止）

第六十八条 指定管理団体は、その補償金関係業務（法第百四条の十二第四号に規定する補償金関係業務をいう。以下この章において同じ。）を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一 （略）

二 休止する日及び休止の期間又は廃止する日（第三項において「廃止の日」という。）

三・四 （略）
2・3 （略）

（指定の取消し）

第六十九条 文化庁長官は、指定管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第百四条の十一第一項

第五十七条の十二 指定管理団体（法第百四条の十一第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。）は、法第百四条の十五第一項の事業を実施しようとするときは、当該事業が権利者（法第百四条の十一第一項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。）全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならぬ。

（業務の休廃止）

第五十七条の十三 指定管理団体は、その補償金関係業務（法第百四条の十二第四号に規定する補償金関係業務をいう。以下この章において同じ。）を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一 （略）

二 休止しようとする日及び休止の期間又は廃止しようととする日（第三項において「廃止の日」という。）

三・四 （略）
2・3 （略）

（指定の取消し）

第五十七条の十四 文化庁長官は、指定管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第百四条の十一第一項

の規定による指定を取り消すことができる。

一〇四 (略)

五 第六十七条の規定に違反したとき。

六・七 (略)

2 (略)

(準用)

第七十条 第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の」とあるのは「法第一百四条の十一第一項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」とあるのは「開始前に」(法第一百四条の十一第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)」と、同条第三項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「決算完結後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

第十四章 (略)

第七十一条～第七十三条 (略)

第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一〇四 (略)

五 第五十七条の十二の規定に違反したとき。

六・七 (略)

2 (略)

(準用)

第五十七条の十五 第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の」とあるのは「法第一百四条の十一第一項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料関係業務」とあるのは「開始前に」(法第一百四条の十一第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)」と、同条第二項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「決算完結後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

第十三章 (略)

第五十八条～第六十条 (略)

(あつせんに付した旨の通知等)

第七十四条 文化庁長官は、申請に係る事件をあつせんに付したときは、その旨及び当該事件に係る著作権紛争解決あつせん委員（次条及び第七十七条において「委員」という。）の氏名を当事者に通知する。

2 (略)

第七十五条～第七十七条 (略)

第十五章 (略)

第七十八条・第七十九条 (略)

附 則

(指定管理団体が支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出等についての経過措置)

第八条 第六十条に規定する指定管理団体（次項において「指定管理団体」という。）の最初の事業年度及び翌事業年度において第五十九条第一項に規定する著作権等保護振興事業のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出については、第六十条に規定する補償金残余额は、零とする。

2 指定管理団体の最初の事業年度に係る第六十二条第二項において準用する第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあ

(あつせんに付した旨の通知等)

第六十一条 文化庁長官は、申請に係る事件をあつせんに付したときは、その旨及び当該事件に係る著作権紛争解決あつせん委員（次条及び第六十四条において「委員」という。）の氏名を当事者に通知する。

2 (略)

第六十二条～第六十四条 (略)

第十四章 (略)

第六十五条・第六十六条 (略)

附 則

(新設)

るのと、一法第百四条の十の二第一項の規定による指
定を受けた後遅滞なく」とする。